

岩手県告示第30号

公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年岩手県条例第36号）第3条の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和2年1月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 管理を行わせる公の施設の名称 岩手県立福祉の里センター
- 2 指定管理者として指定したものの住所及び名称
  - (1) 住所 大船渡市立根町字下欠125番地15
  - (2) 名称 社会福祉法人大洋会
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで